

# 第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先） 京都市中小事業者の省エネリノベーション  
支援事業補助金事務局 御中

## 京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付申請書

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付規程第5条の規定により、以下のとおり補助金の交付申請を行います。

### 1 申請者の情報

|                            |                              |   |  |
|----------------------------|------------------------------|---|--|
| ふりがな                       |                              |   |  |
| 申請事業者名                     |                              |   |  |
| 所在地                        | 〒<br>TEL ( - - - )           |   |  |
| 資本金または<br>出資金の額            |                              |   |  |
| 従業員数                       |                              |   |  |
| 業種                         |                              |   |  |
| 連絡先 TEL<br>メールアドレス<br>担当者名 | (TEL)<br>(メールアドレス)<br>(担当者名) | @ |  |

### 2 本事業を実施する事業所の情報

申請する事業所すべてを記載ください。

#### ＜事業所①＞

|      |          |  |  |
|------|----------|--|--|
| 事業所名 |          |  |  |
| 所在地  | 〒<br>京都市 |  |  |

#### ＜事業所②＞

|      |          |  |  |
|------|----------|--|--|
| 事業所名 |          |  |  |
| 所在地  | 〒<br>京都市 |  |  |

#### ＜事業所③＞

|      |          |  |  |
|------|----------|--|--|
| 事業所名 |          |  |  |
| 所在地  | 〒<br>京都市 |  |  |

※申請する事業所が4つ以上ある場合は、その旨を事務局にお伝えください。

3 事業内容（導入する設備にチェックを入れ、必要事項を記入してください。）

| 事業全体                          |       |       |  |
|-------------------------------|-------|-------|--|
| 予定日                           | 事業着手日 | 年 月 日 |  |
|                               | 事業完了日 | 年 月 日 |  |
| <input type="checkbox"/> 空調設備 |       |       |  |
| <input type="checkbox"/> 照明機器 |       |       |  |
| <input type="checkbox"/> 給湯設備 |       |       |  |

4 補助金交付申請額

|         |                             |                 |
|---------|-----------------------------|-----------------|
| 補助額     | (200,000円≤) 総額              | 円 (≤2,000,000円) |
|         | ※補助対象経費（税抜価格）×1/3で算出してください。 |                 |
| 補助対象経費計 | 総額                          | 円（税抜価格）         |

5 添付資料（添付資料について確認のうえ、チェックをいれてください。）

- 事業所の位置図
- 補助対象工事を行う部屋及び既存・新設機器の設置箇所がわかる平面図
  - ※複数の設備を設置する場合は、機器表に記載する番号と対応させて、わかりやすく整理してください。
- 見積書（申請日が有効期限内で、同条件の2者以上の見積）
  - ※補助対象経費の合計金額が安価な方を採用してください。
  - ※補助対象経費と補助対象外経費の別が分かるよう記載してください。
  - ※見積の項目は補助対象設備ごとに分けて記載してください。
  - ※複数事業所を申請される場合は、事業所ごとに見積の項目を分けて記載してください。
  - ※補助対象設備ごとに、補助対象経費の合計が分かるように記載してください。
  - ※消費税などは除いてください。
  - ※補助対象となる工事で値引きがある場合、補助の対象となる工事に要する費用は値引き分を引いた費用としてください。
- 機器表（様式データ）
  - ※複数の設備を設置する場合は、機器表に記載する番号と平面図や事業着工前の写真等を対応させ、わかりやすく整理してください。
- 仕様の分かるカタログ等の写し
  - ※補助対象設備の型番や性能等が分かりやすいよう印等を記載してください。
- 補助対象事業着工前の写真
  - ※複数の設備を設置する場合は、機器表に記載する番号と対応させて、わかりやすく整理してください。
  - ※ただし、型番の表示がわからない場合は、その旨を記載してください。
- その他必要と認める書類（ ）
- ※空調設備は、既存機器の製造年が2014年以前の設備である事を証明する根拠資料が必要です。根拠資料が無い場合は、要件を満たさず補助対象外となります。
- ※製造年が分からぬ場合は、設置時の納入仕様書、取扱説明書、または、室内機・室外機に型番が記載されているかと思いますので、インターネットで調べていただくか、メーカーに問合せをしてください。

## 6 委任状

私は、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付規程第15条に基づき、当該手続について、以下の者を代理申請事業者と定め、委任します。

|          |  |
|----------|--|
| 代理申請事業者名 |  |
| 担当者氏名    |  |
| 所在地      |  |
| 電話番号     |  |
| メールアドレス  |  |

※手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、1週間以上代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

## 7 誓約事項（誓約いただける場合、□にチェックを入れてください。）

□次の事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 交付規程第3条を満たしていること。
- (2) 市税その他の租税を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 導入設備を法令、条例等に適合して設置すること。
- (5) この誓約事項及び申請内容に虚偽があることが発覚した場合は、京都市補助金等の交付等に関する条例第22条に基づく交付の決定の取消し又は交付額の変更を受けることに異議を申し立てないこと。
- (6) 事業所の建物の所有者に、本事業実施による工事等の同意を得ていること。
- (7) 本事業の実施場所は、居住の用に供する場所ではないこと。

## 第2号様式（第7条関係）

年　月　日

様

所在地 京都市下京区河原町通松原上る2丁目  
富永町338京阪四条河原町ビル7階  
名 称 京都市中小事業者の省エネリノベーション  
支援事業補助金事務局

### 京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付決定通知書

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付規程第5条の規定の規定により、 年 月 日付で交付申請のあった京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金について、下記のとおり交付することを決定しましたので、同規程第7条第4項の規定に基づき通知します。

記

1 補助対象事業 年 月 日付け交付申請書のとおり

2 交付予定額 金 円

3 交付の条件

- (1) 補助対象事業の実施において、法令に基づく手続が必要な場合は、必要な手続を実施すること。
- (2) 交付決定の日から30日以内に事業着手が行われていること。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、速やかに執行団体に届け出ること。
  - ア 補助金交付申請の内容を変更しようとするとき。
  - イ 補助対象事業を廃止しようとするとき。ただし、事業の内容が変更された場合において、補助金の額が変更されるとき別に通知するところによる。
- (4) 補助対象事業の実施後、工事を完了した日から30日以内又は令和9年2月12日（金）のいずれか早い日までに実績報告書（第8号様式）を執行団体に提出すること。
- (5) 執行団体は、本通知を受けた者が同規程に定める規定に違反したとき又は期日までに実績報告書の届出を行わなかったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、若しくは交付予定額又は交付額を変更することができる。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

様

所在地 京都市下京区河原町通松原上る2丁目  
富永町338京阪四条河原町ビル7階  
名 称 京都市中小事業者の省エネリノベーション  
支援事業補助金事務局

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金不交付決定通知書

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付規程第5条の規定の規定により、 年 月 日付けで交付申請のあった、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金について、下記のとおり交付しないことを決定しましたので、同規程第7条第5項の規定に基づき通知します。

記

不交付の理由

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先） 京都市中小事業者の省エネリノベーション  
支援事業補助金事務局 御中

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金変更（廃止）承認申請書

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付規程第7条第4項の規定により、 年 月 日付で交付決定通知を受けた 年 月 日付けの交付申請内容の変更（廃止）について、以下のとおり承認申請を行います。

1 申請者情報

|        |                        |
|--------|------------------------|
| ふりがな   |                        |
| 申請事業者名 |                        |
| 所在地    | 〒<br>TEL ( ) - - - - ) |

2 変更・廃止の別（該当する箇所にチェックしてください）

変更  廃止

3 変更（廃止）の理由

|  |
|--|
|  |
|--|

4 変更の内容（廃止の場合は、記入不要）

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|
|     |     |

5 添付資料（添付資料について確認のうえ、チェックをいれてください。）

変更の箇所がわかる書類（交付申請書の添付書類参照）

6 委任状

私は、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付規程第15条に基づき、当該手続について、以下の者を代理人と定め、委任します。

|          |  |
|----------|--|
| 代理申請事業者名 |  |
| 担当者氏名    |  |
| 所在地      |  |
| 電話番号     |  |
| メールアドレス  |  |

※ 手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、1週間以上代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

第5号の1様式（第8条関係）

年　月　日

様

所在地 京都市下京区河原町通松原上る2丁目  
富永町338京阪四条河原町ビル7階  
名 称 京都市中小事業者の省エネリノベーション  
支援事業補助金事務局

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金変更承認通知書

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付規程第8条第1項の規定により、 年 月 日付け変更承認申請のあった京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金について、下記のとおり承認することを決定しましたので、同規程第8条第3項の規定に基づき通知します。

記

|              |                        |
|--------------|------------------------|
| 1 変更後の補助対象事業 | 年 月 日付け変更（廃止）承認申請書のとおり |
| 2 変更後の交付予定額  | 金 円                    |

第5号の2様式（第8条関係）

年 月 日

様

所在地 京都市下京区河原町通松原上る2丁目  
富永町338京阪四条河原町ビル7階  
名 称 京都市中小事業者の省エネリノベーション  
支援事業補助金事務局

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金変更不承認通知書

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付規程第8条第1項の規定により、 年 月 日付けで変更承認申請のあった京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金について、下記のとおり承認しないことを決定しましたので、同規程第8条第3項の規定に基づき通知します。

記

不承認の理由

第6号様式（第8条関係）

年　月　日

様

所在地 京都市下京区河原町通松原上る2丁目  
富永町338京阪四条河原町ビル7階  
名 称 京都市中小事業者の省エネリノベーション  
支援事業補助金事務局

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金廃止承認通知書

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付規程第8条第1項の規定により、 年 月 日付で廃止承認申請のあった京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金について、下記のとおり廃止することを決定しましたので、同規程第8条第4項の規定に基づき通知します。

記

1 廃止を承認した補助対象事業 年 月 日付け変更（廃止）承認申請書のとおり  
2 廃止を承認した交付予定額 金 円

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

様

所在地 京都市下京区河原町通松原上る2丁目  
富永町338京阪四条河原町ビル7階  
名 称 京都市中小事業者の省エネリノベーション  
支援事業補助金事務局

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付決定取消・変更通知書

年 月 日付けで交付を決定した京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金について、下記のとおり決定を取り消す（変更する）ことを決定しましたので、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付規程第9条第3項（第13条第2項）の規定に基づき通知します。

記

1 取消・変更した補助対象事業

2 取消・変更の内容及び理由

3 取消・変更後の交付予定額 金 円

## 第8号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先） 京都市中小事業者の省エネリノベーション  
支援事業補助金事務局 御中

### 京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金実績報告書

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付規程第10条の規定により、 年 月 日付けで交付決定のあった補助対象事業の実施実績について、以下のとおり報告を行います。

#### 1 申請者情報

|        |         |
|--------|---------|
| ふりがな   |         |
| 申請事業者名 |         |
| 〒      |         |
| 所在地    | TEL ( ) |

#### 2 添付書類（添付資料について確認のうえ、チェックをいれてください。）

##### 契約書の写し

※設置の経費、設置台数、事業所の所在が記載され、契約内容が採用した見積書の内容と一致しているか確認してください。

※契約書もしくは別紙にて実施内容の内訳が分かるか確認してください。

##### 支出を証する書類の写し（領収書等）

##### 補助対象事業完了後の写真

※新設する機器の設置状況と製品型番がわかる写真（製品型番の撮影が困難な場合は、新設する機器の全体写真と保証書等の写し（写真）でも可）

※複数の設備を設置する場合は、機器表に記載する番号と対応させて、わかりやすく整理してください。

※天井埋込形の空調や照明機器の銘板等は工事中でないと撮影できないものもあるため忘れずに撮影してください。

- エネルギー消費量等報告書（エネルギー消費量等報告書に関する要綱第8号様式）  
※前年度（前年4月～今年3月）分の提出が必要です。  
【令和7年度に採択された事業者】令和6年度分の実績  
【令和8年度に採択された事業者】令和7年度分の実績
- 補助金交付請求書（第9号様式）
- 通帳等の写し（表紙及び見開きページ）  
※以下が記載されているか確認下さい。
  - ・補助金振込先の口座名義人（フリガナ）
  - ・金融機関名
  - ・店名
  - ・預金の種類
  - ・口座番号
- その他必要と認める書類（ ）  
※空調設備と給湯設備は、導入設備の製造年が2024年以降である事を証明する根拠資料が必要です。根拠資料が無い場合は、要件を満たさず補助対象外となります。  
※製造年が分からぬ場合は、設置時の納入仕様書、取扱説明書、または、室内機・室外機に型番が記載されているかと思いますので、インターネットで調べていただくか、メーカーに問合せをしてください。

### 3 委任状

私は、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付規程第15条に基づき、当該手続について、以下の者を代理人と定め、委任します。

|          |  |
|----------|--|
| 代理申請事業者名 |  |
| 担当者氏名    |  |
| 所在地      |  |
| 電話番号     |  |
| メールアドレス  |  |

※ 手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、1週間以上代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

年 月 日

様

所在地 京都市下京区河原町通松原上る2丁目  
富永町338京阪四条河原町ビル7階  
名 称 京都市中小事業者の省エネリノベーション  
支援事業補助金事務局

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付額決定通知書

年 月 日付けで京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付規程第10条の規定により実績報告のあった京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金について、下記のとおり交付額を決定しましたので、同規程第11条第1項の規定に基づき通知します。

記

1 補助対象事業 年 月 日付け実績報告書のとおり

2 補助金交付額 金 円

3 財産処分の制限

補助金の交付を受けて設置した設備を執行団体等の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供することはできません。

## 第10号様式（第12条関係）

年 月 日

(宛先) 京都市中小事業者の省エネリノベーション  
支援事業補助金事務局 御中

## 京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付請求書

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付規程第12条の規定により、補助金の交付を請求します。

|                      |   |
|----------------------|---|
| 請求者の氏名<br>(申請事業者と同一) |   |
| 請求者の所在地              | 〒 |
| 補助金請求額               | 円 |

| 指定<br>口座  | 金融機関名 |                        |                          | 店舗名 |  |  |  |  |
|-----------|-------|------------------------|--------------------------|-----|--|--|--|--|
|           |       |                        | 銀行<br>信用金庫<br>信用組合<br>農協 |     |  |  |  |  |
|           | 種別    | 口座番号（下欄に右づめで数字を記入すること） |                          |     |  |  |  |  |
|           | 1. 普通 |                        |                          |     |  |  |  |  |
|           | 2. 当座 |                        |                          |     |  |  |  |  |
|           | 3. 貯蓄 |                        |                          |     |  |  |  |  |
| 口座<br>名義人 | フリガナ  |                        |                          |     |  |  |  |  |
|           | 漢字    |                        |                          |     |  |  |  |  |

※ 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等の写しを提出してください。

第11号様式（第17条関係）

年 月 日

（宛先） 京都市中小事業者の省エネリノベーション  
支援事業補助金事務局 御中

所在地  
名 称

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金に係る財産処分承認申請書

年 月 日 付けて、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金の交付決定を受けた取得財産等について、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付規程第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり財産処分の承認申請を行います。

記

- 1 取得財産
- 2 取得財産の設置場所
- 3 取得財産の総補助対象事業費及び補助金の交付額
- 4 財産処分の内容
  - (1) 財産処分の理由
  - (2) 財産取得年月日
  - (3) 財産取得後の経過年数
  - (4) 財産処分制限期間
  - (5) 処分の内容
  - (6) 処分予定年月日
- 5 補助金返還額
- 6 補助金返還額の算出根拠
- 7 添付書（付近見取図、平面図、処分対象機器仕様書、写真及びその他参考となる資料）

第12号様式（第17条関係）

年 月 日

様

所在地 京都市下京区河原町通松原上る2丁目  
富永町338京阪四条河原町ビル7階  
名 称 京都市中小事業者の省エネリノベーション  
支援事業補助金事務局

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金に係る財産処分承認決定通知書

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付規程第17条第2項の規定により、 年 月 日付けで申請のあった、処分を制限された取得財産等の財産処分の承認申請について、同規程第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認し、補助金返還額を通知します。

記

- 1 交付決定日 年 月 日
- 2 返還対象財産 年 月 日付け財産処分承認申請書のとおり
- 3 返還対象財産の設置場所
- 4 返還対象財産の総補助対象事業費及び補助金額
  
- 5 財産処分の内容
  - (1) 財産処分の理由
  - (2) 財産取得後の経過年数
  - (3) 財産処分制限期間
  - (4) 処分の内容
  - (5) 処分予定年月日
- 6 補助金返還額
- 7 補助金返還額の算出根拠